

令和4年1月7日

株式会社A. v e r  
代理人弁護士 [REDACTED]

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 増田悦子

令和3年10月18日付回答書に対し

貴職からの令和3年10月18日付回答書（以下「回答書」といいます。）及び回答書に添付されていた改定後の開示書面・契約書面（以下「改定後新規約」といいます。なお、改定後新規約に限らず、貴社の「開示書面・契約書面」に表記される規約のことを「貴社規約」といいます。）を確認しました。

まずは、中途解約時に控除すべき入学金の金額につきまして、本協会の申入れの趣旨を汲んでご対応くださり、ありがとうございました。

他方、改定後新規約につきましては、改定に伴い、さらにいくつかのご対応が必要かと思料いたしましたので、以下、これらについて指摘をさせていただきます。

#### 1 「武田塾 入会／講習講座申込書」及び概要書面の改定の必要性

回答書には、改定後新規約以外の必要書類（「武田塾 入会／講習講座申込書」及び概要書面）が添付されておりました。おそらく、貴社におかれては、新たな貴社規約の内容が固まり次第、こうした必要書類の改定に対応なさるご予定なのかとお察し致しております。

しかしながら、「武田塾 入会／講習講座申込書」（以下「申込書」といいます。）につきましては、規約と併せて契約の一部をなすものであり、いわば貴社規約とは不離一体の書面であると考えられます。また、概要書面につきましては、本協会の申入れを受けて、新たにお作り頂く旨ご連絡を頂いているところですが、同書面につきましても、特定商取引法上、記載事項が法定されている書面でもありますので、貴社規約の改定内容に対応した書面に改定されているかを検証する必要があります。

つきましては、大変恐縮ですが、本書面に対するご回答を頂く際には、申込書及び概要書面の改訂版についても併せてお示し頂きたいお願い申し上げます。

#### 2 改定に伴う定義規定の整備の必要性

貴社規約の改定作業に伴い、法令に従った条項が整備されつつあると共に、新たに追加等された用語等が散見されます。

この点、貴社規約には「5 定義」の規定が設けられておりますが、同規定内に、

新たに追加された用語等の定義が規定されていないため、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が不明確なものとなってしまっているように思われます（消費者契約法3条1項1号参照）。

とりわけ、改定後新規約との関係では、①「入会日」、②「カリキュラム作成」、③「学習相談対応」については、定義規定を新たに設ける必要があると思われます。

①につきましては、役務提供期間の開始前後を区別する重要な起算点となること、②及び③については、回答書にあるとおり、貴社が受講生に提供する役務と位置付けられるものであることに加えて、次項にて詳述するとおり、これらが貴社の提供する役務（狭義の役務）提供として明確に位置付けられていなければ特定商取引法違反（書面交付義務違反）になることからすれば、既に定義規定がある「特訓」「指導」「コンサルティング」と併記してその内容が明示される必要があると考えられるからです（なお、本協会の上記指摘は、①から③については特に定義を要する用語と考えられるという意味であり、①から③の用語のみを新たに定義しておけば足りるという趣旨ではありませんので、その点にご留意ください。）。

つきましては、消費者契約法3条1項1合の趣旨を踏まえて頂きつつ、過不足のない形で定義規定を整備して頂けますようご検討ください。

3 赤枠内②（c）本文2行目末尾の追記事項（「及び、カリキュラム作成・学習相談対応費として33,000円・・・」）について（回答書2頁2（2）について）

改定後新規約にて赤枠内②（c）本文2行目末尾における追記ですが、役務提供開始後に中途解約がなされた場合に控除可能な費用は特定商取引法49条2項1号イ及びロ所定の費用に限定されているところ、回答書によれば「カリキュラム作成・学習相談対応費」は、本協会の指摘を踏まえ、控除金額を適正に仕分けするという観点から提供済みの役務提供の対価に相当する額として33,000円を差し引くことが明記された、と説明されています。

この点、本協会の指摘に関する貴職のご理解には若干の齟齬があるようにも思われたため、念のため誤解のないよう本協会の指摘の趣旨を改めてご説明致します。

本協会の指摘は、貴社の「カリキュラム作成・学習相談対応費」は、狭義の役務提供（貴社でいうところの「特訓」「指導」「コンサルティング」）の一部をなすもの（「特訓」「指導」「コンサルティング」と不離一体のサービス）と考えられることから、中途解約時の精算方法について、特定商取引法の趣旨を逸脱した契約とならないようにするためには、上記費用は、貴社が科目ごとに定めている特訓料金に既に含まれているものとして、その料金の範囲内で精算されるのが筋であると考えられる、というものでした。

このように解さないで、提供済みの役務提供の対価と名目で、中途解約時に控除できる費目を際限なく追加できることになりかねず、特定商取引法が中途解約の精算時に控除できる費用を限定している趣旨が没却されてしまうからです。

他方、回答書における貴職の説明及び改定後新規約における改定内容を前提にすると、「カリキュラム作成」「学習相談対応」は狭義の役務提供に位置付けられるとの理解は本協会と一致しているようにも思われました。加えて「カリキュラム作成・学習相談対応費」は33,000円であるところ、この費用に限って言えば、これを特訓料金の中に予め含めた上で、中途解約時には提供済みの役務提供の対価の一部として精算するか（この場合は、貴社規約上にも申込書上にも「カリキュラム作成・学習相談対応費」の内訳は明示されないこととなります。）、狭義の役務提供の対価の内訳を明示するという趣旨で特訓料金から敢えて外出しして明示して精算するか、の違いであるようにも思われました。

もっとも、仮に、改定後新規約における対応が、上記の趣旨で間違いないのだとしても、このような理解は回答書と併せ読むことによって初めて成り立つ解釈です。

そこで、これらを踏まえて本条項の問題点を指摘させて頂くと、第2項でも指摘させて頂いたとおり、改定後新規約では、「カリキュラム作成」「学習相談対応」の定義がされておりません。しかし、上記理解を前提にするならば、これらはいずれも貴社が消費者に提供されている本体的な役務（狭義の役務）に位置づけられるものと思料致します。そうであれば、「カリキュラム作成」「学習相談対応」の定義を規約上明示して、これらが狭義の役務提供に位置付けられることを書面上明確にしなければ、役務の内容を具体的に明示した契約書面を交付することを求めている特定商取引法42条2項1号、同施行規則33条1項に反した書面となってしまいます。

ところで、今回のような規定の仕方がやむを得ないものだとしても、再三指摘をさせて頂いているとおり、特定商取引法の規定を潜脱するような費用の追加は違法となることから、本協会としては、役務提供の開始後における中途解約時に、狭義の役務提供とは認められない費用を追加して控除する内容の条項を設けることは許容できないところです。その意味で、今回の指摘は、飽くまで貴社の役務提供の内容を踏まえたものであって「カリキュラム作成・学習相談対応費」に限定した指摘となります。したがって、条項の規程の仕方については、上記の一連の検討を踏まえた結果の限定的な指摘である、ということをご承知おき頂ければ幸いです。

以上、長くなりましたが、本協会の申入れに関する以上の趣旨をお汲み取り頂き、よりよい規定の仕方へご対応頂きたく、ご検討を要請する次第です。

つきましては、本書面記載の当方の指摘に対するご回答及びご回答に基づく規約の改定案（申込書及び概要書面を含む）を令和4年2月10日までにいただければ幸いです。

尚、本お問合せ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、本協会において公表することがあることを念のために申し添えます。

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543/FAX:03-5614-0743